

山口県報

平成19年
7月10日
(火曜日)

目 次

選管告示
在外選挙人名簿に係る縦覧の期間.....



山口県選挙管理委員会告示第六十八号

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により、在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成十九年七月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

縦覧の期間 平成十九年七月十二日

平成十九年七月十日印刷
平成十九年七月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）